

規則

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十号

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成十八年埼玉県規則第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「平成二十年文部科学省告示第二十六号」を「平成二十九年文部科学省告示第六十二号」に改める。

第七条中「平成二十年厚生労働省告示第四百一十号」を「平成二十九年厚生労働省告示第一百七号」に改める。

第十条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を行うときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

八 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれがないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号の規定による所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 認定こども園において、この規則による改正後の埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第十条第八号に規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第七号に定める子どもの所在の確認を行うことを要しな

い。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。